

## 確定申告相談の日程

開催日	曜	申告受付会場 ○印は申告相談受付日				税務署による出張相談	税理士による地区無料相談
		三原市民センター	緑庁舎	西淡第2庁舎集会室	南淡庁舎		
2月16日	木	○		○			
2月17日	金	○			○	南淡庁舎	南淡町商工会館
2月18日	土						
2月19日	日						
2月20日	月	○	○		沼島出張所のみ	三原市民センター	三原町商工会館
2月21日	火	○			○		
2月22日	水	○	○	○		西淡第2庁舎集会室	西淡町商工会館
2月23日	木	○			南淡庁舎・灘連絡所		
2月24日	金	○	○	○			
2月25日	土						
2月26日	日						
2月27日	月	○			○		
2月28日	火	○	○	○		緑庁舎	緑庁舎
3月1日	水	○			○	南淡庁舎	南淡町商工会館
3月2日	木	○	○			三原市民センター	三原町商工会館
3月3日	金	○			○		
3月4日	土						
3月5日	日	○	○	○	○		
3月6日	月	○	○	○	○	三原市民センター	西淡町商工会館
3月7日	火	○	○	○	○	南淡庁舎	南淡町商工会館
3月8日	水	○	○	○	○		
3月9日	木	○	○	○	○		
3月10日	金	○	○	○	○		
3月11日	土						
3月12日	日	○	○	○	○		
3月13日	月	○	○	○	○		
3月14日	火	○	○	○	○		
3月15日	水	○	○	○	○		
時間	午前9時～正午・午後1時～4時 沼島出張所は2月20日(午前10時～午後3時) 灘連絡所は2月23日(午前10時～午後3時) ※灘・沼島以外の連絡所等での受付は行っていません				午前10時～正午 午後1時～3時	午前10時～正午 午後1時～3時	

※ 土地・建物等を売却された場合の譲渡所得・株・消費税の申告相談は洲本税務署で  
 ※ 3月5日・12日の日曜日も全庁舎で申告相談を行っています

**期限間際は混雑します  
お早めに申告を**  
 期限間際になると申告会場が込み合い、待ち時間が大変長くなります。申告は早めにお願います。  
 また、申告書を作成する際には、「確定申告の手引き」を参考に記入すると、簡単に作成することができます。  
 国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) からでも申告書を作成する事が出来ます。ぜひご利用ください。

- ③ 給料および年金をもらっている方は源泉徴収票。内職の方は毎月の計算書
  - ④ 所得控除に必要な国民年金や国民年金基金、生命保険や共済の支払い証明書、医療費控除のための医療機関の領収書
  - ⑤ 口座振替による納税や還付請求の際に必要な銀行などの預金口座番号(還付の場合は本人名義)
  - ⑥ 印鑑・ボールペン(黒色)・計算機
- 昨年確定申告をされた人には税務署から、市役所で申告をされた方には市役所から、申告書が送付されます。

### 寡婦・寡夫の方はご注意ください!



### 寡婦・寡夫に該当しませんか?

寡婦・寡夫とは、配偶者と離別・死別し、女性の場合、所得が500万円以下、もしくは扶養親族がいる場合。男性の場合は所得が500万円以下で、扶養の子がいる場合(女性の場合は特定寡婦)。  
 寡婦・寡夫の場合、所得125万円以下は市県民税非課税となります。  
 老年者控除の廃止前の寡婦(寡夫)の定義には「老年者に該当しないもの」という条件があり、老年者控除との重複適用は出来ませんでした。  
 しかし今回の改正で、老年者控除の適用がなくなるため、寡婦(寡夫)の所得控除が受けられる場合があります。  
 65歳以上の方はご自分が寡婦(寡夫)に該当しないかを確認し、該当する場合は申告すると所得控除の適用を受けることができます。

- ① 税務署から送られてきた申告書(17年分の総収入額や必要経費の内容を記載した取支内訳書を添付してください)。
  - ② 所得の計算に必要な帳簿・記録・領収書など
- 申告に必要なもの**  
 申告や納税相談には次のものを必ずお持ちください(混雑を避けるため、必要書類は内容ごとに分類し、集計するよう、ご協力ください)。

年金の支払額については領収書か、証明書類の添付が必要です。  
 本人の国民年金保険料はもちろん配偶者や家族の分を代わって納めた場合や、この時期に納めた過去の未納分、国民年金基金の掛け金も合わせて控除できます。  
**納めた国民年金保険料も控除**  
 17年1月から12月の間に納めた国民年金保険料は所得税の確定申告のときに全額が「社会保険料控除」として税金の対象となる所得から差し引かれます。

今年も所得税と市県民税(国保税)の申告が始まります。  
 広報1月号に掲載したとおり、平成18年度実施の税制改正により、変更点が多数ありますのでご注意ください。

#### 受付期間

2月16日(木)～3月15日  
 (水)午前9時～午後4時。  
 申告相談開催日、受付会場は次のページの日程で確認してください。

#### 所得税の申告の必要な方

① 事業所得や不動産所得などがある方  
 ② 給与所得者(サラリーマンなど)で  
 ・給与の年収が2千万円を  
 超えている人  
 ・給与を2か所以上から受けている人  
 ・給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を  
 超えている人

#### 所得税の還付が受けられる方

確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、マイホームをローンで新築、増改築した場合や、多額の医療費を17年中に支払われた場合は確定

#### 市県民税の申告の必要な方

市内に住所のある方は原則として申告書の提出が必要ですが、ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。  
 ① 確定申告を済ませられた人  
 ② 給与所得・公的年金所得だけの人の人

申告をすれば還付を受けられる場合があります。  
 また、17年中に退職し、年末調整を受けていなかったり、退職所得について、源泉徴収された所得税がある方は、確定申告をすることにより、還付を受けることができます。

※前年中の所得が給与または公的年金のみの方は、申告の必要はありませんが、障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。